

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針（案）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）の類型の当てはめは、次の方針により行うこととする。

1 類型の当てはめをする地域

リニア中央新幹線の軌道中心線から両側それぞれ400メートル以内であって、次の地域とする

（1）類型Ⅰを当てはめる地域

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第1種区域及び第2種区域である地域

（2）類型Ⅱを当てはめる地域

区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2 1の地域のうち、類型の当てはめをしない地域

（1）トンネル区間であって、トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径400メートルを超える部分

（2）河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

（3）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する工業専用地域

（4）都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められていない地域であって、次の山林及び農用地

ア 山林

森林法（昭和26年法律第249号）に規定する国有林については同法第7条の2第1項に基づき森林管理局長が定める森林計画において対象としている森林の区域とし、民有林については同法第5条第1項に基づき知事が定める地域森林計画において対象としている森林の区域とする。

イ 農用地

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画において市町村が定める農用地区域とする。